

業務仕様書

1 業務名

令和6年度「世界農業遺産にし阿波のブランド認証品」の販路拡大及び販売促進業務

2 業務の概要

にし阿波(美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町)地域は、急峻な山肌に集落が切り開かれ、世界農業遺産に認定された地域独自の農文化や食文化が根付いている。当協議会では「にし阿波の傾斜地農耕システム」(以下:農耕システム)で栽培された農産物やその加工品を「世界農業遺産にし阿波のブランド認証品」(以下:ブランド認証品)に認定し、ブランド化に伴う農業者等の所得向上や世界農業遺産の認知度向上への取り組みを行っている。

こうした中、にし阿波地域や農耕システム、ブランド認証品に関する知名度は、アンケート結果等より、一定の向上がみられるものの、より一層の知名度向上を図るには継続的な取り組みに加え、これまでの成果や課題を踏まえた次なる取り組みが必要となっている。

この度、ブランド認証品の知名度向上及び販路拡大に向けて、次の業務を行うことにより、販売強化からの生産者の所得向上と次世代への農耕システムの継承を目指す。

3 実施体制

実施主体:徳島剣山世界農業遺産推進協議会

4 業務内容

ブランド認証品の積極的な販売を目指す生産者や加工業者に対し、次の業務を実施する。

(1) ブランド認証品の生産者、加工業者等に対するヒアリングの実施

ブランド認証品の生産者や加工業者をはじめ、認証品の販売・取扱事業者等を対象に、にし阿波地域のブランド認証品の知名度向上及び販路拡大に向けて、今後の必要な取り組みに関するヒアリングを実施すること。

ヒアリングは、地域性や認証項目、関連性等を考慮したうえで、適当な人数を抽出して行うこと。

調査内容や抽出方法は、事前に発注者と十分に協議を行うこと。

(2) 独自事業の提案と実施

協議会によるこれまでの取り組みの成果や課題を踏まえながら、ブランド認証品の知名度向上及び販路拡大に向けた積極的な独自事業の提案と実施を行うこと。

これまでの取り組みの成果や課題については、発注者よりヒアリングを行うこと。

独自事業には、前記(1)の意向調査結果をできる限り反映させること。

受託事業者は、協議会に対し、独自事業の提案書を提出すること。

(3) 各種イベント等へ協賛出展するための支援業務

ブランド認証品の知名度向上や販売促進に向けて、にし阿波地域内外で開催される各種イベント等で「にし阿波世界農業遺産ブース(仮称)」を協賛出店するために必要な業務の支援を行う。必要な業務とは、イベント等主催者との出展に係る調整業務(出展リスト・物産用商品規格書等の作成、商品ラベルの確認、売上金の受払事務等)、ブランド認証者への出展案内及び参加者集約、参加困難な農業者等の商品の代理販売等をいう。

(4) ブランド認証品の販売促進に向けたラインナップツールの作成

ブランド認証品の知名度向上や販売促進に向けたラインナップツールを作成する。媒体は、紙媒体及び電子媒体とし、デザイン及び掲載内容は、消費者等の購買意欲を誘うものとし、商品情報や販売先のほか、世界農業遺産とのストーリー性が読み取れ、QRコードを用いることで、販売元オフィシャルサイトやECサイト等へ容易にアクセスできる内容のものとする。

ブランド認証品の写真データは、発注者より提供するものとする。

5 成果物

- (1) 事業実施内容を整理した実績報告書(A4、カラー印刷):2部
- (2) ブランド認証品ラインナップ紙媒体: 2,000部
- (3) 上記の報告書データ及びラインナップデータ等を収録したCD-R:2部

6 特記事項

- (1) 業務の実施にあたっては発注者と十分に協議をしながら事業を進めること。
- (2) 業務対象者は、世界農業遺産ブランド認証品全登録者及びブランド認証品登録への申請を検討している農業者や加工業者とする。
- (3) 業務に要する資料作成及び施設等の手配等は受注者の負担とする。作業中に施設の設備等に損害を与えたときは、速やかに発注者に報告するとともに、賠償の責任を負うものとする。なお、第三者に対しても同様とする。
- (4) 契約履行過程で生じた成果物や資料の著作権は当方に帰属する。成果物の写真、キャッチコピーなど全ての使用权を譲渡すること。発注者による自由な加工・二次使用ができることを要件とする。
- (5) 成果物の送料及び保管料については受注者の負担とする。
- (6) 業務完了時に成果物を提出すること。
- (7) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7 期間(履行期限)

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

8 予算額

上限額 2,000,000円(税込み)

9 検収場所

発注者において指示する場所

10 請負代金の支払い

成果物の検収後速やかに支払うものとする。

11 書類提出先及び問い合わせ先

〒778-0002

徳島県三好市池田町マチ2145-1

徳島剣山世界農業遺産推進協議会 事務局(三好市役所農林政策課内)

TEL:0883-72-7617 ファクシミリ:0883-72-7690

E-mail:nourinseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp